

国指定出水・高尾野鳥獣保護区計画書
【変更（区域拡張及び保護の指針の変更）】
（答申）

令和2年11月20日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称 出水・高尾野鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

鹿児島県出水市の野田川左岸と県道脇本荘線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、県道荒崎黒之浜港線との東側交点に至り、同所から同県道を北西に進み西干拓堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み市道蕨島線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み出水干拓西工区堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み市道荒崎蕨島線と高尾野川河川区域と海岸保全区域との接点に至り、同所から同河川区域界線沿いに南東に進み同川右岸における河川区域と海岸保全区域の交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み出水干拓東工区堤防の北西端に至り、同所から同堤防を東進し蛇淵川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し、同川左岸と国道3号線との北側交点に至り、同所から同国道を南西に進み、野田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し起点に至る線により囲まれた区域

及び

市道新蔵中線と国道3号線との西側交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み蛇淵川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し西福ノ江堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み浦田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み市道西福ノ江新蔵中線との交点に至り、同所から同市道を北進し浦田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み福ノ江堤防との交点に至り、同所から同堤防沿いに北西に進み同堤防北端に至り、同所から同堤防沿いに南東に進み福ノ江排水樋門との交点に至り、同所から同排水樋門を北東に進み市道新蔵名古線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道新蔵中線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から令和9年10月31日まで（10年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、高尾野川、野田川及び江内川の3本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯で、夏季は水稻、冬季は野菜等が栽培されている。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国際希少野生動植物種であり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の特別天然記念物に指定されているナベヅル、マナヅルが多く飛来している。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約9割に当たる約8,000から10,000羽、マナヅルは全世界の総個体数の約5割に当たる約2,000から3,000羽の渡来が確認されており、当該区域はツル類にとって国際的に重要な越冬地となっている。また、ツル類以外の渡り鳥も多く、鳥類は約150種が確認さ

れており、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

また、当該区域一帯は、人の暮らしに身近な田園地帯で、特に、当該区域周辺は県内有数の養鶏地帯でもあることから、人と鳥獣の軋轢が生じやすい。そのため、国や地域によるツル類の保護管理を図るための取組が実施されている。

このように、当該区域は、ツル類を始めとする渡り鳥の越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

（3）管理方針

ア 集団渡来地の保護区として、ツル類を始め、多様な鳥類相を保護するため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視等による適切な管理に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ウ ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、鳥獣保護区内の巡視、鳥インフルエンザサーベイランス等を通じて、区域内的の鳥獣の生息状況及び生息環境を把握し、関係地方公共団体、関係機関等と連携した適切な鳥類の保護管理に努める。

エ ツル類の一極集中・過密状態の解消に向けて、地域の合意に基づく給餌の調整を含めた分散化の取組を進めた上で、希少鳥獣保護計画の策定を目指す。

オ 高病原性鳥インフルエンザリスクの管理強化及び風評被害の予防のため、地元養鶏農家、マスコミ関係者等への正確な情報発信を行う。

カ ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、関係地方公共団体、関係機関等とともに推進する。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、鹿児島県北西部の北薩地方に位置する出水干拓地の北部にあたる。

イ 地形、地質等

当該区域は、高尾野川、野田川及び江内川の3本の河川が流れ込む出水扇状地の終端に当たり、大部分がこれらの河川の河口に作られた干拓地である。地形分類としては海拔0mから10m未満の三角州性低地となっている。地質は、多くは洪積世火砕流堆積物で、その他更新世火山岩からなり、土壤の大部分が還元型の素粒グライ土壌である。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生については、大半が水田雑草群落となっていて、河川沿いや周辺の解放水域近くの湿地にヨシ群落が分布している。その他では、常緑果樹園及びスギ・ヒノキ植林地が当該保護区北西部に位置する丘陵地の一部に見られる。環境省レッドリスト掲載種としては、イヌタヌキモ、ウラギク、コギシギシ、シバナ、ナガエミクリ、ノタヌキモ、ハマナツメ、フクド、ヤマトミクリ等の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、留鳥としてタマシギ、ヒヨドリ、ミサゴ等が、春、秋の渡り鳥としてダイゼン、ムナグロ等のチドリ類、トウネン、ハマシギ等のシギ類が、夏鳥として、アマツバメ、オオヨシキリ、コムクドリ等が、冬鳥として、ナベヅル、マナヅル等のツル類、ヒドリガモ、ツクシガモ等のカモ類、ハイイロチュウヒ、チョウゲンボウ等の猛禽類、クロツラヘラサギ等が見られる。

獣類では、イタチ、キツネ、イノシシが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ツル類による農作物の踏み倒し、あぜ道の破損等が見られる。

また、カラスやカモ類による農作物の踏み倒しや、食害が見られる。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況 (件数：件、羽数：羽)

鳥獣名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
カラス	3	430	2	194	0	0
カモ類	1	1,200	1	1,800	1	2,600

5 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 25本
- (2) 案内板 3基

6 変更(区域拡張)の理由

高尾野川河口付近では、干潮時には中洲が現れ、採餌、休憩場としてツル類やシギ・チドリ類等の多くの渡り鳥が利用している。

そのため、当該河川を鳥獣保護区に指定し、既保護区と一体的な保護及び管理を行うことが必要である。

7 参考事項

(1) 当初指定（荒崎鳥獣保護区）

昭和 62 年 11 月 1 日（昭和 62 年 10 月 27 日環境庁告示第 44 号）

(2) 経緯

平成 4 年 10 月 28 日環境省告示第 80 号 存続期間の更新
(平成 4 年 11 月 1 日から 5 年)

平成 9 年 10 月 22 日環境庁告示 79 号 名称変更及び存続期間の更新
(平成 9 年 11 月 1 日から 10 年)

平成 19 年 10 月 31 日環境省告示第 98 号 存続期間の更新
(平成 19 年 11 月 1 日から 10 年)

平成 29 年 10 月 30 日環境省告示第 92 号 変更及び存続期間の更新
(平成 29 年 11 月 1 日から 10 年)